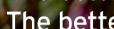
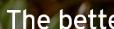
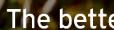


EY Taiwan JBS NEWSLETTER

November 2024



EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- November 2024 -

研修目的の台湾滞在に関する よくある誤解と留意事項

▶ はじめに

近年では、各産業において、世界的にさまざまな調整及び再編がなされています。台湾企業も積極的に世界各地に拠点を設けており、日本への投資も増加傾向にあります。

その中で、海外で働く従業員が業務をこなしていくためには、台湾における成熟した技術の習得や教育訓練が必要となることがあります。この技術の習得や教育訓練のために、海外の投資先から台湾に従業員を研修目的で派遣することが見受けられますが、外国籍従業員が台湾のビザを申請する際の規定や根拠法令は、来台の目的によって異なります。

今月のJBS NEWSLETTERは、研修を目的とする外国籍従業員に関するよくある誤解や関連規定や根拠法令、これらを踏まえた留意事項を説明します。

▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 研修目的で台湾滞在をする場合のよくある誤解
- ▶ 外国籍従業員の研修申請の処理原則
- ▶ 具体的な研修申請手続き、台湾入境ビザの申請手続き
- ▶ 研修目的で台湾に来た場合に業務や対価を伴うことは可能か

本ニュースレターの内容は、一般的な情報を参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

研修目的の台湾滞在に関連するよくある誤解と留意事項

研修目的で台湾滞在をする場合のよくある誤解

最初に、外国籍従業員が台湾で研修を受けるにあたって、多くの企業が実習ビザまたは就労許可を取得する必要があるものと誤解をしています。

実際に申請するビザの種類は、その外国籍従業員の台湾への渡航目的と資格条件に基づき、それぞれ異なる根拠法令に従い関連する主管機関に申請をすることになります。

就労、研修、実習の3つの種類があり、それぞれの定義、根拠法令、申請方法の比較は以下の通りです。

種類	定義	根拠法令	申請方法
就労	台湾にて専門的または技術的な仕事に従事する外国専門人材	就業服務法(中文名同じ)	労働部労働力発展署に就労許可を申請し、その後に、 <u>外国籍の従業員</u> は就労ビザを申請することができます。
研修	台湾内の企業の海外投資やプラント輸出に伴い、研修として台湾に来る外国籍従業員	台湾内企業による対外投資・プラント輸出に伴う外国籍従業員研修案件申請処理原則(中文名:「國內廠商對外投資或整廠設備輸出申請代訓外籍員工案件處理原則」)	経済部投資審議委員会または産業発展署に申請し、その後に、 <u>外国籍の従業員</u> は研修ビザを申請することができます。
実習	大学以上の外国籍学生が台湾に実習に来る場合	企業及び法人による外国籍学生の台湾実習申請要點(中文名:「企業及法人申請外國籍學生來中華民國實習要點」)	投資審議委員会に実習許可を申請し、その後に、 <u>外国籍の学生</u> は実習ビザを申請することができます。

研修目的の台湾滞在に関連するよくある誤解と留意事項

外国籍従業員の研修申請の処理原則

経済部より公布されている「台湾内企業による対外投資・プラント輸出に伴う外国籍従業員研修案件申請処理原則(中文名:「國內廠商對外投資或整廠設備輸出申請代訓外籍員工案件處理原則」、以下、「処理原則」とします)は、台湾において、企業が外国籍の従業員の研修を申請するためのガイドラインとなります。

申請にあたっては、関連する証明資料を添付する必要があります。研修目標、カリキュラムの内容、及び講師を含めた外国籍従業員が受講する研修計画の審査を受け、許可された場合のみ、外国籍従業員を台湾に招聘(しょうへい)をし、研修を受けさせることができます。

項目	規定のポイント
申請資格	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 申請する企業は、台湾の会社、華僑やその他外国人による投資事業、外国会社の台湾支店、及び台湾に運営本部や研究開発センターを設置している会社に限られます。
外国籍の従業員の停留可能期間	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 毎回の教育訓練期間は原則として6ヶ月を超えないものとし、工場建設や工事の進捗(しんちょく)に合わせて実施します。 ▶ 2年以内の同一の投資案件については、研修は1回に限定されます。 ▶ ただし、台湾に運営本部や研究開発センターを設置している会社が、投資の増加、設備の追加購入、新製品の開発、新技術、新市場の開拓、または従業員の追加採用など事業上の需要があり、中央目的事業主管機関の特別な許可を得た場合には、前述の審査原則に制限されないものとします。なお、研修の合計期間は最長で2年を超えることはできません。
外国籍の従業員の台湾における研修受講可能人数	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一人の講師につき、同一の研修コースで最大15名の受講者を指導することができますが、特別な状況に応じて増減させることができます。 ▶ 各回の研修の参加人数は、台湾内事業の従業員総人数の30%を超えることができません。 ▶ 企業が同一の投資案件に関する増資案にて研修を再申請する場合は、その前に許可された外国籍従業員全員の研修を完了しており台湾を出境した後になってから研修の申請を再提出することができます。また、台湾境外工場の従業員数は、増資前の従業員数を差し引いた数で計算し、増加した従業員数のみを研修者数として算出し、前回許可された研修者数を超えることはできません。

研修目的の台湾滞在に関連するよくある誤解と留意事項

外国籍従業員研修の申請手続き、台湾入境ビザの申請手続き

外国籍の従業員に対して研修を行うために必要となる研修申請手続き、及びビザの申請については、それぞれ以下のステップにて手続きを行うことになります。

一、台湾内企業は経済部審議委員会に研修許可の申請を行う

必要書類：研修を実施する企業は、「処理原則」に従って、以下のそれぞれの状況に応じて関連証明書類を添付し経済部審議委員会に申請を提出します。

1. 「対外投資」案件：

- ▶ 台湾内の企業の工場投資計画や建設計画、研修計画、覚書、及びその他必要書類。
- ▶ 台湾内の企業とその対外投資事業単位の組織図に総従業員数と各部門の人員、職位及び人数を記載したもの。
- ▶ 研修対象者は、対外投資事業に長期雇用される業務管理者、管理人員、職長または技術職員である必要がある。
- ▶ 投資審議司の対外投資案許可証など。

2. 「プラント輸出」案件：

- ▶ 台湾内の企業のプラント設備輸出に係る契約書(中文訳版を含む)、訓練計画、覚書、及びその他必要書類。
- ▶ 台湾内の企業の組織図。これには従業員総人数及び各部門の職位と人数の記載を行う。
- ▶ 研修の申請は、プラント設備輸出の契約において、研修実施の義務が付されているものに限る。
- ▶ 研修対象者は、買い手企業に長期雇用される業務管理者、管理人員、班長、または技術職員である必要がある。

二、外国籍従業員は台湾在外公館または領事館にて台湾ビザの申請を行う

- ▶ 台湾内の企業が研修許可を取得した後、外国従業員は所在地の台湾在外公館または領事館に停留ビザまたは居留ビザを申請する必要があります。
- ▶ ビザなしで台湾に入境した場合、停留期間終了後は、台湾内で停留期間を延長することや居留ビザを申請することができない点に留意する必要があります。

三、外国籍従業員の入国/出国の届け出

- ▶ 研修者が台湾に到着した後、及び台湾を離れた後7日以内に、研修実施企業は研修者の氏名、性別、生年月日、学歴、国籍、パスポート番号、ビザの種類、パスポートの有効期限、勤務先、職位、到着(離境)日、研修開始(終了)日、台湾における居住地などを記載した名簿を作成し、経済部に申告する必要があります。

研修目的の台湾滞在に関するよくある誤解と留意事項

研修目的で台湾に来た場合、業務の実施や労働の対価の提供が可能か

「処理原則」第7条の規定によって、研修目的で台湾に来られた外国籍従業員に対して、報酬を伴う他の業務や仕事、研修に関する仕事への従事、期限を越えた滞在といった事実があった場合、経済部は研修許可を取り消すことや無効とすることができます。また、3年内の研修申請の許可を認めないとといった措置を講じることができます。

つまり、外国籍の従業員が台湾で研修を受けることは、労働や役務を提供して所得を得る目的ではないため、企業は、台湾で研修を受ける従業員に対していかなる報酬も支払うことはできません。

上述の規定に違反するリスクを回避する必要があります。



留意事項

外国人が台湾に来る際の規定や申請手続きは、来台の目的、資格条件、身分によって異なります。近年台湾では、積極的にグローバル人材を招聘し、業務や仕事、または居住に関してさまざまな最適プランを提案しています。

また、外国人が台湾に渡航するための就労許可やビザの申請規定も継続的に改定されています。このため、必要な場合は、外国籍の従業員の台湾におけるビザや就労許可の条件評価及び取得手続きについては外部の専門家に依頼することをお勧めします。これによって、誤解や誤りを減らし、法に反すことなく適切なビザを迅速に取得することができます。

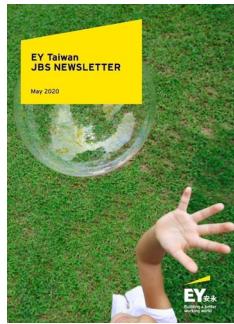
より詳細な検討が必要な場合、弊所EY台湾の担当者にもお気軽に問い合わせください。



JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2024年10月	営利事業者の解散、廃業、合併、譲渡時の決算・清算申告の要点
2024年9月	旅費、広告宣伝費及び交際費の定義と計上基準～事例を踏まえて～
2024年8月	期限内申告の重要性～申告の基本と過去の判例を踏まえて～
2024年7月	台湾における資本剰余金について～その応用と税務分析～
2024年6月	産業創新生条例による投資租税優遇の基本事項と対応の整理
2024年5月	未処分利益の追加課税の申告に係る基本規定と留意事項
2024年4月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問～免税・控除額や各種優遇措置及び申告実務～
2024年3月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問及び外国特定専門人材の租税優遇の適用について
2024年2月	会計年度の変更に係る基本的対応及び留意事項
2024年1月	営利事業所得税審査準則の一部改正
2023年12月	所得税法第25条第1項の適用と検討
2023年11月	従業員の給与・インセンティブの税務上の費用計上に係る規定整理
2023年10月	クロスボーダー取引における源泉税の負担軽減方法～台湾における事前申請について～

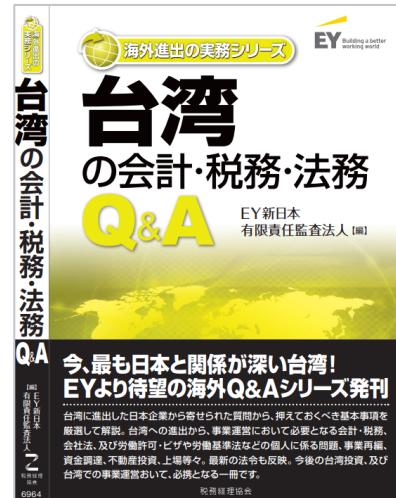
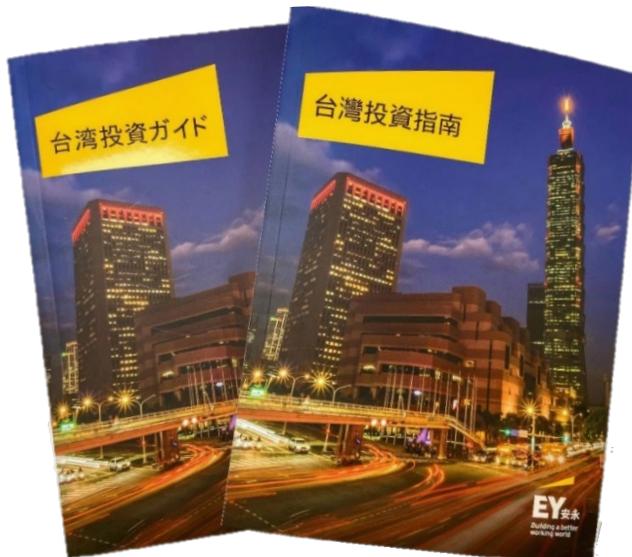
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

その他刊行物・セミナー

台湾に関する書籍について



これから台湾に進出する場合や既に台湾に進出している場合に備えて、EY台湾より「[台湾投資ガイド\(日本語・中国語\)](#)」、及びEY新日本有限責任監査法人より『[台湾の会計・税務・法務Q&A](#)』(税務経理協会、2024年)といった書籍を発刊しています。



EY Taiwan JBSセミナー



EY Taiwan JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2024年12月12日(予定) 2024年12月10日(予定)	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2024年8月22日(予定) 2024年8月20日(予定)	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2023年12月14日 2023年12月12日	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2023年8月2日 2023年7月28日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2022年12月8日	WEBセミナー	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート

弊所連絡先

関連する情報を希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

公司稅務諮詢服務

林志翔 稅務服務部營運長
02 2728 8876
michael.lin@tw.ey.com

林鈺芳 執行總監

02 2757 8888 67001
evelyn.lin@tw.ey.com

陳千惠 資深經理

02 2757 8888 65121
grace.chen@tw.ey.com

李中鈺 資深經理

02 2757 8888 67039
wendy.cy.lee@tw.ey.com

JBS

橋本 純也 副總經理

02 2757 8888 88867
junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理

02 2757 8888 20652
naoki.mochig1@tw.ey.com

川口 容平 協理

02 2757 8888 21191
yohei.kawaguchi2@tw.ey.com

竹之内 真美 經理

02 2757 8888 20821
takenouchi.mami@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、稅務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバー・ファームを指し、各メンバー・ファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバー・ファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は台湾の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2024 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

03886-226Jpn
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、稅務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@
最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

